

令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業))  
 企業間連携先進モデル支援交付規程

よくあるご質問

1. 補助事業の概要
2. 企業間連携先進モデル支援の応募要件
3. 補助対象となる設備更新および経費
4. 補助金の交付額及び補助率
5. 補助事業の選定及び交付決定
6. 複数年度事業
7. 事業のスケジュール
8. 応募の方法
9. その他

連番	Q	A
<b>1. 補助事業の概要</b>		
1 -		
<b>2. 企業間連携先進モデル支援の応募要件</b>		
2 - 1	代表企業と連携企業1社の合計2社で応募はできますか。	応募にあたっては、代表企業と連携企業1社の合計2社で応募可能です。ただし、少なくとも2社以上が設備更新を行うことを要件としているため、代表企業、連携企業ともに設備更新を行う必要があります。
2 - 2	自社の同一工場内において、所有者が異なる設備の設備更新を実施することは可能でしょうか。	SHIFT事業においては、同一工場・同一事業場の設備更新において、設備の所有者が異なる場合は応募ができません。異なる工場・事業場であれば、設備の所有者が異なっていてもかまいません。
2 - 3	代表企業や連携企業等が、自社の2カ所以上の工場・事業場での設備更新を実施することは可能でしょうか。	本事業にて自社の複数の工場・事業場での設備更新をまとめて応募いただることは可能ですが、工場・事業場単位での年間CO2排出量がそれぞれ50t以上である必要があります。また、補助金の上限額は、複数の工場・事業場の合算額が1億円以内である必要があります。
2 - 4	連携企業となるサプライヤーは、上流にいる企業だけが対象となり、下流の企業は対象外ですか。	連携企業となるのは、代表企業のScope3のカテゴリーのうち、カテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9のいずれかに該当する企業となります。
2 - 5	代表企業は、Scope3削減目標の第三者認証を受ける必要がありますか。	必要はありません。
2 - 6	代表企業は設備更新による補助金をもらえますか。	連携企業とともに代表企業が設備更新を行う場合は、代表企業の設備更新も補助対象となります。
2 - 7	子会社が代表企業として本補助金に参加することは可能でしょうか。また、親会社と子会社がそれぞれ連携企業を募って、個々で申請可能でしょうか。	子会社や関連会社も「代表企業」となることができます。その場合、その子会社にとってのScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9のいずれかに該当する企業を「連携企業」として、応募いただく必要があります。 親会社が代表企業になる応募と、子会社が代表企業となる応募でそれぞれ要件を満たしていれば、個々で応募可能です。
2 - 8	その他の参画企業として「金融機関」が参加できることになっていますが、リース会社がコンサルティングを行う場合、金融機関に含まれますか。	企業間連携における金融機関は、金融機関として応募グループの脱炭素化の一層の推進のために関わる企業を想定しています。 リース会社のコンサルティング業務により、このような関わり方を行う場合は、リース会社も金融機関に含まれます。
2 - 9	親会社と子会社で、別々の応募グループを組んで応募することは可能でしょうか。	可能です。その場合、親会社、子会社それぞれが自社のScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9のいずれかに該当する企業と事業を行う必要があります。
2 - 10	親会社と子会社で、別々の応募グループを組んで応募する場合、子会社が親会社の目標と異なるCO2削減目標を立てて応募することは可能でしょうか。	可能です。その場合、親会社、子会社それぞれが自社のScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9のいずれかに該当する企業と事業を行う必要があります。

連番	Q	A
2 - 11	代表企業の要件に「Scope3削減目標に向けた取組方針を有しております」とありますか、それはどのような状態をいうのでしょうか。	代表企業が、整備計画書（採択時には公表予定です。）にScope 3削減に向けて、どのように取り組んでいくのか、中小企業への関わり方などの方針や目標を記載いただけます。代表企業が掲げる目標については、必ずしもGHGプロトコルなどのグローバル基準や第3者に認証されたScope 3目標である必要はありません。
2 - 12	連携企業の要件として、「代表企業のScope3削減に資する企業である」とあります。代表企業専用の生産ラインなどを持っていない場合でも、連携企業することはできますか。	代表企業のScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9のいずれかに該当する企業であり、当該企業のCO2排出量50t以上ある工場・事業場における設備更新を実施することにより、代表企業のScope3の削減に貢献するのであれば、当該企業を「連携企業」とすることができます。生産ラインの場合は、代表企業に関する製品の生産ラインであればよく、その生産ラインが代表企業専用である必要はありません。
2 - 13	協同組合は応募が可能ですか。	企業間連携先進モデル支援においては、協同組合の応募はできません。
<b>3. 補助対象となる設備更新および経費</b>		
3 - 1	Scope3排出を削減するための計画策定やコンサルティング費用は補助対象になりますか。	計画策定・コンサルティング費用は補助対象外です。なお、設備更新とともに、運用改善等により、より多くのCO2排出量の削減を図るための検討が必要な場合には、設計費として補助対象とすることが可能です。
3 - 2	ESCO事業による設備更新は補助対象となりますか。	補助対象となります。対象設備の保有者がESCO事業者の場合、補助対象事業者はESCO事業者となります。ただし、ESCO事業者は代表企業、代表企業の子会社等及び連携企業にはなれません。
3 - 3	自社のA工場で設備更新を行い、B工場で再生可能エネルギーの導入のみを行う事業は可能でしょうか。	再生可能エネルギーの導入は、「主要設備更新に付随して導入可能な設備」としていますので、設備更新を行った工場・事業場において再生可能エネルギーの導入を行うことが可能であり、工場・事業場単位で再生可能エネルギーの導入のみを行うことはできません。
3 - 4	「設備更新」が対象とありますが、バーナーの更新でも申請可能でしょうか。	バーナー更新のような既設設備の改造は対象となります。ただし、既存設備の更新により、新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」のような更新は認められません。
3 - 5	整備計画書に記載する対策前CO2排出量は、工場全体の排出量でしょうか。それとも、更新設備に関する部分のCO2排出量でしょうか。	どちらを記載いただいても構いません。
2 - 6	対策前CO2排出量は、いつ時点のものですか。	対策前CO2排出量は、前年度にあたるR5年度、またはR3～R5年度の3年間平均のいずれかとなります。
3 - 7	設備更新の要件に投資回収年3年以上とありますが、これは補助事業全体の合計、工場・事業場ごと、もしくは更新設備ごとのいずれで満たせばよいでしょうか。	本補助事業は、補助事業者の各工場・事業場毎に整備計画を立てていただきます。投資回収年数は更新設備ごと、工場・事業場ごとに3年以上となる必要があります。補助事業全体での確認は必要ありません。
3 - 9	削減効果把握のために計量器を設置とのことですが、計量器の規格はありますか。また、設備更新前の機器についても計測器を設置する必要がありますか。	設備更新によりCO2排出削減量を把握するための計測器に係る規格の指定はございません。また、CO2排出量の把握方法は、必ずしも実測である必要はなく、購買量に基づく方法での把握も可能です。把握方法の詳細については、環境省発行の「SHIFT事業CO2削減対策の効果算定ガイドライン Ver1.0 2023.4.3」をご参照ください。
3 - 10	補助対象経費支出予定額内訳は、どのような粒度で内訳を記載すればよいですか。	交付規定「別表第2」の区分ごとに、記入ください。
3 - 11	小型の複数の設備導入も補助金の対象となりますか。	CO2排出量が50t以上の工場・事業場の設備更新であり、それぞれの設備について設備更新の要件を満たしていれば、小型の複数設備の導入も可能です。

連番	Q	A
3 - 12	旧設備を丸ごと解体撤去せざとも、配管や電源などでラインと縁切りできていれば「稼働不能」の状態と考えてよいですか。また、補助事業設備がトラブルなどで停止し、代わりにこれらを復元・再運転することは可能ですか。	旧設備本体を解体撤去できない場合は、配管や電源などを物理的な方法で切断する方法を取っていただければ稼働不能状態と取り扱います。ただし、当初から旧設備を補助機器として使用することを予定している場合は、「設備更新」ではなく「新設」となりますので、補助対象とはできません。
3 - 13	企業間連携先進モデル支援のCO2排出量計算には、他のSHIFT事業における算定のガイドラインである「CO2削減対策の効果算定ガイドライン」や「モニタリング報告ガイドライン」に該当するものがありますか。	企業間連携先進モデル支援のCO2排出削減量計算に用いる「単位発熱量」と「排出係数」については、最新の「SHIFT事業モニタリング報告ガイドライン」で規定されているものをご利用ください。 また、CO2削減対策の効果算定にあたっては、効果算定ガイドラインを参考資料として活用ください。
3 - 14	CO2排出量の削減効果を算出する際に、環境省が公表している電気事業者別排出係数を使おうかと考えておりますが、電気事業者によっては複数メニューがあります。どのメニューの係数を使えばよいですか。	排出係数については、基本的に「SHIFT事業モニタリング報告ガイドライン」に沿った形で設定をお願いします。具体的には、「電気事業者から供給された電気の使用」であればデフォルト値をご利用いただけます。
<b>4. 補助金の交付額及び補助率</b>		
4 - 1	応募グループにおける補助金上限額は5億円とありますが、2年間の補助事業を実施する場合の上限額はどうなりますか。	2年間の複数事業であっても、応募グループにおける補助金上限額は5億円となります。
4 - 2	応募グループの補助金申請額の合計が上限額を超える場合、どのような扱いになりますか。	応募グループ全体の申請額が上限額を超える場合、上限額以内となるよう、代表企業が各連携企業と調整を図っていただき応募ください。調整しても上限額以内とならない場合は、上限額以内となるように各企業の申請額を同じ査定率で減額します。
<b>5. 補助事業の選定及び交付決定</b>		
5 - 1	応募申請時に、設備更新をした際のCO2排出削減量を記載することとなっていますが、○t以上削減しなければならないという基準値はありますか。	CO2削減量については、応募にあたって基準はありません。ただし、応募申請時に申告いただいたCO2排出削減量を踏まえて採択の審査を行います。事業完了後は申告いただいたCO2排出削減量の達成に向けて取り組んでいただき、事業報告書にて達成状況を確認します。
5 - 2	応募グループに、金融機関が参画した場合、採択にあたって有利な点はありますか。	金融機関が参画する場合、採択審査時の加点となります。
5 - 3	審査において、費用対効果は、個別の工場・事業場ごとに評価されますか。あるいは、補助事業全体の合計での評価となりますか。	費用対効果については、応募グループ全体の数値を評価します。(全体費用／全体のCO2削減量)
<b>6. 複数事業</b>		
6 - 1	複数年度で補助事業を実施することは可能ですか。また、可能な場合、年度跨ぎの工事ができない時期等がありますか。	最大2年までの複数年度事業が可能です。各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができないので、その点に留意して事業を計画ください。その他の注意点については、公募要領をご覧ください。
6 - 2	本補助事業を2か年で実施する事業についても応募対象となっていますが、1年目に補助対象経費の支出がない場合でも応募はできますか。	2カ年事業の場合、応募グループ全体として、各年度に補助対象経費の支出が必要となります。 発注書や契約書に基づく成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績等）の検収及びその対価となる支払いが完了したことが必要となります。
<b>7. 事業のスケジュール</b>		
7 - 1	代表企業以外の補助事業者が複数ある場合、補助金は代表企業にまとめて支払われるのですか。	補助金は、代表企業を経ることなく、交付申請を行った補助事業者に直接支払います。なお、採択決定後行っていただく交付申請から事業終了後に提出いただきます補助金請求手続きについては、補助事業者から直接弊会に行っていただきますが、補助金の支払いは、本SHIFT事業の代表実施事業者であります一般社団法人温室効果ガス審査協会（GAJ）から補助事業者に振込まれます。
<b>8. 応募の方法</b>		
8 -		
<b>9. その他</b>		

連番	Q	A
9 - 1	補助事業終了後の実績報告において、補助事業実施企業の活動量が増えたために、当初設定したCO2削減量が達成できないことが想定される場合、どのような対応が必要でしょうか。	本事業はCO2排出量の削減を目的とした事業であるため、補助事業を実施した工場・事業場毎に見て、基準年度に設定したCO2排出量の算定範囲において、CO2排出量が増えることは事業目的に合致しません。CO2排出量は削減されるが、稼働増により応募時に予定していた年間CO2排出削減量が達成できない場合は、原単位を添えて実績報告をいただくとともに、算定範囲内の設備の運用改善等によるCO2排出量の更なる削減や、再生可能エネルギー由来の電気への切り替えを図る等、応募グループの他の企業での一層の削減等により応募グループ全体での計画達成に向けて努力する必要があります。

更新履歴 :